

議案第 85 号

勝山温泉センター「水芭蕉」の設置及び管理に関する条例の一部改正について

勝山温泉センター「水芭蕉」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 2 年 2 月 25 日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

勝山温泉センター「水芭蕉」のテニスコートの使用料を改定したいため、この案を提出する。

勝山市条例第 20 号

勝山温泉センター「水芭蕉」の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

勝山温泉センター「水芭蕉」の設置及び管理に関する条例(平成 23 年勝山市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前			改正後			
別表第4(第9条関係)			別表第4(第9条関係)			
テニスコート使用料			テニスコート使用料			
区分	単位	金額	区分	単位	金額	
テニスコート	1面1時間	昼間(午前10時から午後7時まで) 夜間(午後7時から午後9時まで)	440円 650円	テニスコート	1面1時間	440円
別表第5(第9条関係)			(削る)			
附属設備等使用料						
特殊器具、備品名	単位	金額				
テニスセット	1式(1回使用時間は2時間。各回)	1,080円				
備考						
1 この表において「テニスセット」とは、硬式用テニスボール2個、硬式用テニスラケット2本をいう。						

附 則

この条例は、公布の日から施行する。